

第 429 回山形海区漁業調整委員会

日 時：令和6年8月6日（火）

13：30～15：00

場 所：山形県庄内総合支庁産業経済部
水産振興課 3階大会議室

○ 報告事項

(1) 明石礁における底びき網漁船の操業実態にかかる聞き取りについて

○ 議 事

【第1号議案】

令和6年度 第52回 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議
の要望事項について

○ 出席者

所 属	職 名	氏 名	備 考
山形海区漁業調整委員会	会 長	加藤 栄	
〃	会長代理	池田 亀五郎	
〃	〃	飯塚 厚司	
〃	〃	本間 和憲	
〃	〃	佐藤 一道	
〃	〃	伊原 光臣	
〃	〃	佐藤 栄一	
〃	〃	本間 優子	
山形県漁業協同組合	総務部長（兼） 指導課長	安藤 大栄	
水産研究所	所 長	阿部 信彦	

庄内総合支庁産業経済部 水産振興課	課長	加賀山 祐	(併) 事務局長
〃	船長	白幡 英樹	
〃	機関長	齋藤 勝三	
〃	漁業調整主査	伊藤 寛和	(併) 書記
山形海区漁業調整委員会 事務局	書記	齋藤 祥司	(併) 技師

○ 傍観者

なし

1 開 会

事務局 それでは、これより第 429 回山形海区漁業調整委員会を開会いたします。最初に会長より御挨拶をお願いいたします。

2 会長あいさつ

会長 この度の豪雨の被害にあわれた方、お見舞い申し上げたいと思います。予定されていた山形・新潟・秋田の 3 海区連絡協議会は、中止なのか延期なのか分からないですけど、7 月 30 日予定の 3 海区連絡協議会は一旦止めということで、今後どうなるかは秋田海区の連絡を待っている状態です。

私も土曜日の午前中、浸水したと思われるところをぐるぐる回ってきましたし、日向川水系も見てきました。日向川の川沿いに私の知り合いの店と住まいがあるものですから、大丈夫かなあと思ったのですが、すぐ近くまでは浸水したみたいですが、自分のところはギリギリ大丈夫だったという話でほっとはしたものの、実際にはかなり増水しているところが日向川水系ではあったので、相当大変だなと思いました。

そんな中、私事ですけれどもたまたま事務所の車の買い替えを車屋さんをお願いしていて、今週新しい車が来る予定で古い車は下取りに出す予定でした。偶然にも、車屋さんの担当者の御実家は、土

砂がたくさん溜まった地域で、その集落では農機具から車から全て砂に埋まったのです。その方も家の中に高さ2mまで土砂が溜まったそうです。2階へギリギリ逃げ込んで土砂に埋まるのは間逃れたということなのですけれども、もうどうしようもないと。そんな話を聞いて、これは丁度良いということで、10年以上乗った車だし売っても二束三文なので、その地域で水没して車を使えなくなった人に「こんな古い車でよかったら差し上げるので持って行ってくれ」ということで、明後日車を持って行ってもらうことにしました。買い替え時期が丁度良く、古い車でも寄贈できてタイミングが良かったなあと思っています。その方に話を聞き、実家を撮影した写真を見せてもらって、被害はやっぱり半端じゃないなあと思いましたね。ちなみに、その御実家に溜まった土砂の数量を概算で計算すると6,600トン、1件の家に溜まった土石だけで10トンダンプ660台分で、これは民間会社で処理できる量では無いということで、住まいとしての利用を諦めるか、税金を投入してもらうかのどちらかしかないねという話をしました。ちなみに、被災前の写真を見せてもらったのですが、ものすごくよく手入れの行き届いた家で、家も庭も池もよく手入れが行き届いていて、料亭のような素晴らしい豪邸でした。建物も100坪くらいなのかな、1階の部分だけで。樺の柱など素晴らしいのですが、それが一瞬にして2mの土砂にのまれるという大変な出来事でした。農業関係の被害も膨大です。水産の被害関係はわかりませんが。

日曜日には、不謹慎な気もしたのですが、船で釣りに行きました。遊漁船法の改正によってなのか、離岸堤には人がいませんでした。離岸堤は10月から渡船ができなくなりますが、もうすでに渡船を控えているのか、日曜日に離岸堤には数名しかおられません。あと、小魚が釣れないかなあと思ってあちこち周ったのですが、エサになるサバ1匹アジ2匹釣るのに1時間半もかかりました。結局、小魚でする釣りは諦めて、エビをエサにしてチダイなどを釣りました。酒田から北は影響があるのではないかなと思い、釣り船もいつもは酒田周辺にいますが、やはりあの日は酒田の南の方に集まっていました。海底の回復にどれだけの時間がかかるかわかりませんが、何よりも安全航行を第一で、実際に漂流物はかなり流れていました。ブイやロープがどんどん流れてきていて、結構危なかったのです。みなさんも安全航行、安全装備に注意していただいて、仕事をしていただければと思っています。

議題からは逸れているのですけれども、こういう時期ですので簡

潔に議事をしてください。よろしくお願いいたします。

3 議事録署名委員の選出

事務局 それでは次に議事録署名委員の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会規程第12条により会長及び会長の指名する2名以上の委員となっております。それでは会長、指名をよろしくお願いいたします。

会長 本日の議事録署名委員なのですが、1名は伊原委員、もう1名は本間優子委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

一同 異議なし。

会長 それでは、よろしくお願いいたします。

事務局 報告議題の前に配布資料の確認をさせていただきます。配布資料は黒いクリップの資料となりまして、委員の方々には事前に送付させていただいた資料となります。

その他、委員の方みなさまには次第の修正版を配布しておりますので差し替えをお願いします。先ほど会長の挨拶にもあったとおり、当初は7月30日開催の3海区連絡協議会の報告を行う予定でしたが、2日前の7月28日に、事務局の秋田海区から「大雨の被害等の状況を考慮して30日の開催は止める」と連絡がありました。そのため、その項目はなくなったことから、第1号議案の資料番号が、事前配布・送付させていただいたときは資料3となっていたのですが、資料2に変更しております。次第は修正しておりますが、事前配布した資料については各自で修正をお願いいたします。また、裏面に出席者名簿を記載しておりますが、先ほど樋口委員から連絡があり、風邪で急遽欠席すると連絡がありましたので、お手数ですがこちらも修正をお願いいたします。資料は以上となります。不足等ありましたらお知らせください。それでは会長、進行をよろしくお願いいたします。

会長 予定が変わってしまったのですが、次第に従って議事を進めてまいりたいと思います。それでは、報告事項からになります。

4 報告事項

会 長 ではまず事務局の方からお願いします。

事務局 はい、それでは報告事項（１）について御説明いたします。座って説明させていただきます。それでは資料１をご覧ください。本来であれば担当である水産研究所の槇研究員が報告するのですが、他業務で欠席とのことですので、聞き取りに同行した私が代理で御説明します。

明石礁における底びき網漁船の操業実態に関する聞き取りを、令和６年６月３日に酒田港で行いました。相手方としまして、漁吉丸さんと福傳丸さんの２隻に行っております。結果としましては、漁吉丸さんは海藻が生えている海域、資料１－２のＡからＧではここ数年操業していないということでした。マダイは浅いところで操業しても入らないため、禁止区域の沖でしか今は操業していない、ということでした。最近、タイは浮いていて入らないため、アカムツ狙いで２００ヒロ（３００ｍ）より浅いところで操業しているとのことでした。ロラン２７２０－３０、２８４０－６０で操業していることが多いということでした。次に福傳丸さんに聞いたところ、海藻が生えている海域ＡからＧでは少なくとも５年は操業していないということでした。昔は水深４０ｍ付近を沖にかけたり、南にかけたりして操業していたのですが、タイが獲れないため操業しなくなったということでした。獲れるようになればまた操業したいと考えているようでした。最近の主な漁場に関しましては、資料１－２のごち網禁止区域の北東や禁止区域の沖側で、禁止区域の沖側のほうが多いとのことでした。最近は１１５～１３０ヒロで底びき網を操業しているという情報でした。

槇研究員は、両名とも大型海藻が繁茂している浅所域の北部から中部（ＡからＧ）では最近操業していない様子であり、大型海藻への人為的な影響は数年間なかったものと考察しておりました。

その他、資料には記載はないのですが、今後の予定について聞き取りしたところ、８月下旬から９月上旬に明石礁の調査を予定しているということでした。海況次第ですが今のところは８月２２日・２８日・９月３日・４日の４日間、計４回を予定しているようでした。調査内容に関しましては、資料１－３にありますとおり、大型海藻植生および地形調査、魚群分布調査、大型海藻被度調査、光量調査の４項目で、１日に１項目の調査を行って４日間で全ての項目の調査を実施するとのことでした。８、９月の調査結果をまとめまして、今年度内の海区委員会にて結果を報告予定とのこ

とでした。説明は以上となります。

会 長 ありがとうございます。ここまで御質問御意見等ありましたら
いただきたいと思います。いかがでしょうか。

池田会長代理 はい、漁吉丸の200ヒロは200mの間違いではないか。

事 務 局 そうですね、こちらは間違っただけの可能性があるので
槇研究員に伝えます。

会 長 深すぎるわけですね。

池田会長代理 はい、だいたい130m、深くても140mくらいだと思っ
てます。

会 長 ですね。たしかにこの辺はそのくらいかもしれませんね。他に
ありますか。私からは少し質問というか意見というか、この5年く
らいは2隻は曳いていないと、だけでもこの観測点については北
に行けば行くほどツルアラメなんか減って、植生全体としても
北に行けば行くほど少なくなっている、薄くなっているという現
状があるわけですね。実際ここ5年くらいは曳いていないのだ
から、底びき等によって海藻がむしられるという結果ではないの
ではないかという話です。それはわかるのですが仮に、ここで底び
きを行ったとしたら、今のような植生がいつ形成されるのか、それ
がまたなくなるのかはわからないですね。

事 務 局 そうですね、今のところは。

会 長 なので、半分わかって半分わからないというのが実態という
ところですかね。曳いた場合どうなるのかは予測が難しいです
よね。

事 務 局 そうですね。

事 務 局 槇研究員にこの聞き取りの結果を受けて調査項目の変更がある
のかを聞いたところ、内容に関しては変える予定無いということ
でした。今年も同様の調査を行って従来の生え方と違いが無い
ということになれば、環境要因も影響している事が濃厚になって
くると本人は考えていたようですが、結果を受けて年度内にどの

ようにまとめるのか引き続き確認したいと思っております。

会 長 現在の植生の状態はわかるのですが、過去と比べてどうなのかという比較はなかなか難しいですね。

池田会長代理 魚自体の生息域が変わってきているからね。

会 長 釣った魚の数と種類と場所は全部記録しているので、年々魚の傾向が変わっているのは実感しています。ただ、海藻の植生についてはなかなか分からないことが多い。海水温が上がると海藻の量は変わらないのですか。海水温がこれだけ上がっているのですが、一般的には海水温が上がると海藻は減るのではないですか。

事 務 局 正確なことは言えないのですが、海藻種によって適した水温帯がありますので、水温上昇によって変わる可能性は考えられると思います。

会 長 水温と海藻の植生の関係について、研究所としてはどうでしょうか。

阿 部 所 長 当研究所ではないですが、最近北海道の昆布漁場でさっぱり昆布が獲れなくなったというニュースがございます。当然海藻も生き物ですから、適水温があって、厳しくなったものは育たなくなりますし、逆に育ちやすくなるというのはございます。変化は当然あり得ることだと思います。

会 長 水温が上がって、低水温を好む海藻は減っていく、暖かい地域の海藻が増えるかというのと、減るものは減ったが新しい海藻が増えたという実感は無いのです。南の方の海藻で、今後増えていく可能性がある海藻はあるのか。

阿 部 所 長 カジメやアラメ、ハバノリとかがありますね。

会 長 でも、現状増えている実感は無いですね。

阿 部 所 長 どうでしょうか。庄内浜自体は割と今のところ海藻が豊富で、種類の変遷までは調べきれていないのですが、そういったことと明石礁との関係がどうなのかはよく分からないですね。私からもい

いですか。

会 長 どうぞ。

阿部所長 この漁業者2名の言っていることは当研究所の調査結果と照らし合わせても、正直な事を言っているのかなと思います。実際に操業していないという実態があって、明石礁全体に大型海藻が生えていて、幼稚魚の育成場としては機能していると私は考えております。今年は資料に書いてある計画で調査を行います。漁業者が実際に操業しないのであれば、今の環境をただただモニタリングするだけの調査になってしまいます。本来この調査というのは、要請文にあったとおり、操業によって岩礁破壊や海藻が削られると、育成場としての機能は失われるのではないかと、というところでの調査は始まったわけです。現在の水中カメラでの調査では海藻は生えていますし、荒らされているような状況は確認されていません。調査は漁業調整の課題解決するために行っているのですが、今のところこのような状況なので、漁業者が操業を再開しない限りは、単なる環境問題になってしまうわけです。それはそれで研究所としても厳しいところがあるので、そろそろ一步解決に向けて踏み出してもいいのかな、と思うのですがいかがでしょうか。

会 長 そうですね、調査もタダではないですからね。経費を要するわけですから、あまり成果のない調査に時間と経費をかけられないということは良く分かるので、無駄に続けることは良くないですね。一步進むと良いのではないかということになると、出来ることは、明石礁から底びきをみな排除するかしないかという話になってしまうわけで、ただ、それについては因果関係がハッキリしないので、なかなか難しいです。協定などで任意になっていけば可能ですが、それこそ因果診断が関係するわけです。因果関係が明確であれば、植生の保護のために有効ということがあるのかもしれないが、それが分からない以上はいますぐ変更するということは難しいのかな、と思います。おそらく、漁業者間の協定のことを考えても、魚がいないから操業していない、また魚がつけば再開したいという意見があるわけで、ここで一定の結論とまでは言えなくとも、調査は一旦終了して、何年に一回くらいの頻度であれば良いかもしれないが、現状的には適さないかな、というのが私の率直な意見であります。

阿部所長 漁業調整は、どちらかだけが利を得るといのはなかなか難しいので、お互いが譲歩した折衷案で落ち着くことが多いわけです。そのような中で、実際には明石礁では操業していないとは思いますが、底びきの方は一部を禁止区域にしてそれ以外は応じられないとあり、はえ縄の人たちからすると、底びきの人たちからの譲歩案がなかなか出てこなく、頑なに主張を繰り返していると感じるのかなと思います。そのような状況では、解決というのは難しいのだろうなと思うのです。

会 長 現実にタイの漁獲が出てこない、話も進まないですよ。実際に私も漁場を見ているんですが、数年前まではタイラバでタイを釣る人たちに入られていたのです。どう考えても禁止区域の中で、比較的小さい船がエンジンをとめて流しているという、最初から中に入っているという悪い人もいますが、多くの場合は端から流して中に入ってくるような利用者が多かったが、最近はタイがないので、タイラバの人もいないです。それだけ魚がいなくなったことは間違いないということだと思います。

阿部所長 お互いが使っていない、この時期この期間がそういったことを申し合わせるチャンスでもあるのかな、と。

会 長 あと、明石礁があり、海藻が生え、そこで魚が育つ、という大前提がありましたよね。重作さんはそれを一生懸命説明主張していたわけです。最近もタイの行動をみると、他のところで成長したり、海藻が無い場所でふ化したりしている状況で、それでは明石礁の植生が何の魚を増やしているのかという話になります。タイの漁場や繁殖場所や生育場であった、という前提があり、その前提をもとにして議論していたわけですが、今は変わってきていると感じています。タイは海藻が無くても成長できる魚なわけです。その点は研究所ではどう思われますか。

阿部所長 タイは海藻が無くてもというか、隠れ場所としても海藻があった方が良くと思いますが、今時期は水深 10m から 20m の砂浜の底にいます。だいたい 2 cm から 3 cm くらいです。海藻が無くても大丈夫ではあるのですが、襲われた時など逃げる場所があった方は良いとは思いますが。ただ、エサ環境が明石礁と合っていないのかな、と。昔のようにプランクトンとかが湧くような環境では無いのかなと思います。

会 長 私はアジとかサバとか小さい魚をエサに沖で釣りをよくやるのですが、最近は浅場でアジやサバを釣っているとやたら小さいマダイが釣れるのです。もちろん丁寧にはずして放流しますし、元気に逃げていきますが。エサ釣りでやたらタイがかかるようになったと感じます。タイも一生懸命水深 15~16mの浅いところで繁殖・成長しているのかなあと。以前とタイの行動範囲というか生息エリアが変わってきていると思うのですが、研究所でもそこまでは追跡できないですよ。

会 長 乱暴な言い方をすると、網を入れなくても海藻は増えないのではないか、という現状になっているのでは。

阿部 所長 ただ、また明石礁を使いだすかもしれない、となると解決が難しくなると思います。

会 長 しかし少なくとも、漁獲量の結果とは違うのかもしれませんが。「網を変えて漁をしたら海藻が無くなり、その結果魚が減った」という因果関係がなかなか出てこないで、所長の言うように、今はみんな使っていないのだとしたら、検証するチャンスなのではないかとも思うのですが、魚が獲れない状況では漁業者が積極的に協力してくれるとは考えにくいですよ。理想はそうですが現実的にどうなのでしょう。魚が戻れば網を入れたいという人はいっぱいいるでしょうからね。

池田会長代理 所長の言わんとすることはわかるが、底びきだけでなく、魚がいないところには誰もいかないわけです、現実として。昔より底びきで稼ぎが少なくなったわけですが、明石礁に魚がつかなくなったというのは本当の話で、だいたいあれだけ明石と言っていた人たちが操業にいかないのですから。どうしてかと聞くと、「魚がいないから」とだけで終わるのです。では底びきが操業しないからどうだと、今からどうこう言うのもどうかなあと。20年くらいの周期で明石礁で釣れるようになるかもしれませんし。昔は春先になれば、コアミから何から魚探が真っ赤になるくらい反応があったのですが、今はなにも無いのです。海が変わってきて食べ物がなくなったから魚がいなくなったのかは私にもわからない。ただ、魚がいなくなったことには間違いない。だから、どういう流れでまた明石礁が元に戻るかは、また魚が出てきて商売できるようになってからでないと話せない内容ではないかと思う。

阿部所長　この間、底びきの総会の後に研修会があり、国の研究者の方々と話しました。浅い水深帯はエサが無くなってくと、カレイ類はほとんど沖に向かい、落ち着く場所がどんどん深海になっているという話でした。浅い水深帯は新潟や秋田も含めて、全体的に少し栄養の無い、エサの無い海になってきているというのが現状なのです。大瀬も最近はあまり使われないという話も聞くのですが、そういった事も影響しているのかなと思います。私たちは最上丸でこのような現況を調査したわけですから、この結果を受けて何か進みたいなどと考えております。

伊原委員　その件も含めて、まず期間を15年という話がありましたが、その期間が長すぎて、状況が15年前とはかなり変わっているのがあると思います。底びきもはえ縄も少なくなったり、何年か前からはちょうど5、6月にマグロ漁に行く人が多くなりました。大瀬のメンバーもほとんどがマグロに行っています。タイとマグロを比較したときに、タイは安いதாகさん獲れることも無いので、皆がマグロに行くとなると、現状のように明石礁を使わない事になります。そうすると、阿部所長の言ったとおり、これからどうやっていけばいいかと考えたときに、なんでこんな状況になったのか、これからはえ縄や底びきも明石礁を使わなければどんな変化があるのかというのを調査する良い機会かなと思います。はえ縄のメンバーも高齢化していて、今後も夜のはえ縄漁をできるかという点と実際は難しいです。そうすると、何の目的で調査していくのかと考えるときに、別の視点で漁場の変化のモニタリングをして目的をしっかり持っていくというのも必要かなと思います。何の目的もなく調査するというのは無駄だと思います。ごちや底びきとはえ縄のトラブルの件の目的から別の目的に変えていくのもありかな、と。長くなって状況が変わりすぎていると思います。

会　長　スタートは魚を保護する目的だったわけでしょう。それがもう魚が付かなくなっていますからね。逆に言うと、この15年間でいろんなことが分かったわけです。

伊原委員　極端な話、底びきの人たちも私たちと同じくらいの年齢で、あと何年かしたら廃業していなくなった、はえ縄もいなくなったということもあり得るかなあと。

一道委員　いろいろと意見を聞いていて、共通の話題は利用実態が無いということだと思っております。禁止区域のこともあるわけですが、はえ縄の方も利用していないし、禁止区域以外にももっと沖の方で曳いているというヒアリングの結果もあるなかで、今は静観できる状態なのではないかと思っております。令和3年度から調査を続けてきて、今年度からはたしか新規項目があったと思っておりますが、議論自体は15年以上前からずっと議論してきて、本格的に調査を行った最近が初期状態であるとする、漁業者の利用状態を考慮すると、もう少し時間をかけて経過を見ても良いのではないかなと思っております。阿部所長がおっしゃる次のステップというのも、まだ新規項目の調査も複数年にわたって調査を続けると思っておりますので、調査期間の間は議論として話題に挙げてどんな考えがあるのか、今利用実態が無くて漁業者が近づかないということであれば複数年にわたる調査期間で、もしかしたら明石礁の様子が変わるということも考えられなくはないのではないかなと思っております。研究機関としてどのような結論を出すかということは大きな課題だとは思いますが、漁場利用としてどのように扱っていくかというのはまた別問題だと思います。調査研究状況を参考にしながら、協定自体はこのままにして、もう少し長い目で明石礁の変遷を追っていくのがよろしいのではないかなと思っております。

伊原委員　今の調査は、漁業調整上のモニタリングでは無いのかなと思っております。トラブルはないわけですし。

飯塚委員　こういう時に明石礁をどういう使い方をするかというのを話せば良いのではないかなと思うが、海藻が生えるなど環境が良くなってきても魚が付かないのは何故なのか、水温なのか海流なのかいろいろあるだろうが、もう少し掘り下げて研究してほしい。

阿部所長　ありがとうございます。たしかに大事なことだと思います。この調査に関しては今年度で4年目になって、今回の調査も次回以降の委員会では報告できるかと思っておりますが、今のところ特に変わった結果は出ていません。このまま継続という御意見もありましたが、私が懸念しているのは、肝心の議論が進まないままモニタリングだけ続けていくというのは避けなければならないと思っております。

伊原委員　その通りだと思います。私も発端となった漁業調整上の調査は

一区切り付けるべきではないかと思えます。その上でこれからはどんな目的で調査していくのかというのは考えないといけません。

飯塚委員 魚がないのでトラブルも何もあるわけないでしょう。

伊原委員 だからそこは一区切りつけて、別の目的で行うのは良いと思います。

飯塚委員 目的として、データを継続して取る必要性もあると思います。

会長 私の希望としては、間隔が空いても良いので一定期間ごとにモニタリングしていただきたいのと、いずれ魚が戻った時は速やかにその年の調査はしていただきたいです。植生が変わっていないのに魚が増えたのか、植生が変わったから魚が増えたのか、についての因果関係は実際に魚が戻ってこないと分からないので、そういった時に調査をしていただけるような体制にさせていただけるとありがたいです。私はそうと思いますが、みなさんどうお考えでしょうか。

一道委員 私も会長の意見に賛成です。漁業調整上の問題は慎重に取り扱いながら間隔を空けてということが可能であれば、またなにか変化があった時に調査が行えれば良いと考えます。

会長 ひとつ伺いたいのが、今の明石礁に根魚専門で狙っているのはえ縄ってありますか。以前はそれで商売になったと聞きましたが。

伊原委員 今はカサゴなど獲れますが、魚は多くないです。

会長 つまり、昔のようにクロソイやアイナメをはえ縄で獲って商売になった時ほど今はいないということですね。ではタイだけではなくて、根魚も明石礁からは減っているということですね。

伊原委員 海区の議論と外れてしまいますが、明石礁がもし魚が増えたらという話も出ていて、そうなればなあと私も思います。でも漁業者の年齢構成をみると、10年後20年後には何人残るだろうかと思うのです。

会 長 それはたしかに。

伊原委員 資源は何かの形で増やすとか、現状を把握しておく必要があると思います。だとすると、それまでに漁業者の数が維持できるかどうか、その事も心配になります。

会 長 漁協もどうなるかという話もあり、厳しい状況にあります。漁協ももうちょっとレジャー船を取り込んで組合員を増やさないと成り立たない気がします。どの産業も似たような面はありますが、なかなか大変な時代がきているなと思います。

会 長 それでは、報告事項として御了承願います。次に「その他」ということですが、事務局からみなさんに紹介していただきたいことがあります。今のマグロの国際条約には加盟国が何か国あるのか、日本は全加盟国の全割り当てのうち何%くらいの大型魚・小型魚を日本は占めているのか調べてほしいとお願いしていました。現時点でわかる範囲で簡単に口頭で紹介願います。そもそも、加盟国は25か国でしたか。

事務局 26か国です。

会 長 我々はクロマグロ国際条約の加盟国の数は知らないが、日本の大型魚・小型魚の割り当てが何千トンだという数字は知っています。でも、日本に割り当てられているその数字が、26か国に割り当てられている数字の何%が日本で占めているのかということを知らないじゃないですか。全漁調連の会議でもその話はタブーなのです。出てこないのです。水産庁のホームページにも出てこない。それで、事務局に分かる範囲で調べてもらえないかとお願いして、だいたいの概要は見えてきました。今後、これに関していろいろ議論する時に備え、事務局に調べてもらいました。

事務局 はい、日経の記事の情報ですが、現行の漁獲枠に関して、大型魚は全体26か国で7,609トン、小型魚が4,725トンとなっていますが、先月中旬の国際会議において、正式決定は年末の国際会議ですが、小型魚が1.1倍、大型魚が1.5倍に増加することとなりました。大型魚が11,869トン、小型魚が5,125トンに増加するとなっております。現在、日本の大型魚の漁獲枠は5,614トン、小型魚は4,007トンに制限されていますが、枠増大により、大型魚は8,425

トン、小型魚は4,407トンとなります。この数字で比較しますと、全体に占める日本の漁獲枠の割合は、小型魚は86%、大型魚は71%を占めております。ただ、この割合が本当に正しいのかについては、水産庁のホームページ等では公表されていませんでしたので、引き続き調べていきたいと考えております。説明は以上です。

会 長 ということで、予定では大型魚は1.5倍、小型魚は1.1倍増えそうだと。その結果、日本は26か国の中で、獲って良い割合は大型魚が71%、小型魚に至っては日本だけで86%も獲っているの、ほかの25か国の人たちは日本に対して寛大な態度をとっていることとなります。日本の割合が多いことは知っていましたが、全体の半分もいかないと思っていました。ところが、ある筋から日本は8割も獲っているという話が出てきて、事務局に調べてほしいとお願いしました。すると、大型魚・小型魚も8割近い漁獲枠があるのは日本だけであるわけです。このことをみんなが知ったらあまり強いことが言えなくなるのではないかとということと、今までどうして教えてもらえていなかったのかということに不信感を持っているのです。みなさんはどのような認識でいたのでしょうか。こんなに日本が割合持っていると思っていましたか。伊原委員はどうでしょうか。

伊原委員 はい、日本の漁獲枠の配分でいうと、規制が始まった10年前頃からずっとまき網と沿岸のはえ縄の配分がまき網に多いですが、経営体は沿岸の方が多いわけです。まき網の経営体は少ないにも関わらず配分は半分半分で、それに対する沿岸の不満はかなりあったと思われます。その話はまた出てくるのではないかと。

会 長 沿岸や沖合の割合については、何らかのバイアスがかかって、必ずしも公平でない数字になったというニュースが5、6年前に一時流れました。当時は問題になったこともありましたが、大きな議論にはなりません。要するに、国民に対して今一透明感が無いのです。なんとなく分からないうちに納得させられているような感じなので、情報をオープンにしたうえで、それをふまえた議論ができればと思います。

伊原委員 山形県でもはえ縄の人たちが増えてきているが、まき網の漁獲枠に関する不満は出ていない。でもまき網が漁獲枠の多くを占めているので、沿岸の不満は日本全国から出ている。でも、同じ漁業

者だから公平に見る必要がある。

会 長 あと、日本は小型魚の割合が高いです。他の加盟国をみると、そもそも小型魚を獲らないというか、獲ってはいけないという考え方が多いのです。日本と他国では小型魚に対する考えが違うようです。小型魚を獲っているのは日本と台湾と韓国くらいですか。

事 務 局 小型魚は日本と韓国に割り当てられています。漁獲実績があるのは日本と韓国くらいで、台湾はほとんど無いですね。

会 長 そうなのですね。というわけで、今後マグロについてはいろいろな議論があると思いますが、大前提としてこういう実態があるということをごみなさんに御理解いただきたいので、事務局にお願いして調査していただき御紹介しました。

報告事項のその他について、みなさんから何かありますでしょうか。

一 同 ありません。

会 長 はい、事務局からは何かありますでしょうか。

事 務 局 ありません。

会 長 無ければ議事に移ります。

5 議 事

【第1号議案】

令和6年度 第52回 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議
の要望事項について

会 長 事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは第1号議案について御説明いたします。資料3-1を御覧ください。こちらは令和5年10月12日に山口県で開催されました日本海ブロック会議」での資料、「令和6年度要望事項について」です。山形海区が要望した議題は付箋がついている4つで、1つ目が新潟・佐渡・富山・石川・福井で構成している北陸

4 県 5 海区」の提案に連名で要望した「クロマグロの資源管理について」、2 つ目が「日本海における大中型まき網船団の監視体制の強化について」、3 つ目が「プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険の加入の義務化について」、4 つ目が先ほどのクロマグロと同様に連名で要望した「ミニボート利用者の資源管理と危険行為の防止について」となります。なお、今年度から「北陸 4 県 5 海区会議」を開催しないとの連絡がありました。理由を確認したところ、各県が提案する要望の内容はいつも同じで、特に目新しい提案事項は無いことから、開催しないとのことでした。そのため、クロマグロとミニボートについては、昨年度までは連名で要望していましたが、今年度からは、各県が自分たちの実情を踏まえて挙げるかどうかを検討するとのことでした。当海区でも山形の現状を踏まえ、単独での要望としてこの 2 つを継続要望してよいかと事務局では考えております。以上の経緯を踏まえ、今年度の提案事項の事務局案を資料 3-2 のとおり作成しました。昨年度と同様に、4 項目を継続要望として考えております。

1 つ目は「日本海における大中型まき網船団の監視体制の強化について」です。この船舶位置監視システム「VMS」の要望につきましては、平成 25 年から行っておりまして、平成 25 年の当初は VMS の設置を連絡船や運搬船にまで義務づけることということで要望を始め、形を変えながら昨年度もこの形で要望しております。継続して提案していますが、残念ながら水産庁からは前向きな反応はありません。しかし、必要性が無いということではありませんので継続して要望して良いかと思えます。

2 つ目は「プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険の加入の義務化について」です。プレジャーボートの利用者に対しての賠償責任保険の強制加入の法制化、対人のみならず物損被害の補償の充実を求め、法制化までは任意保険への加入促進を求めるものです。こちらの内容につきましては、平成 25 年からプレジャーの関係で要望を挙げており、一部内容を修正しながら要望を継続しております。

3 つ目は「太平洋クロマグロの資源管理について」です。先ほど御説明したとおり、今年度からは単独で要望することとし、山形の現状を踏まえた内容に修正しております。議題について当海区は平成 26 年から要望しているもので、少しずつ形を変えながら継続して要望しております。内容は、漁獲枠の配分に関する沿岸漁業への配慮や定置の漁獲特性への配慮、融通による枠の有効

利用の促進、クロマグロの産卵量確保の為のまき網対策強化、遊漁者や遊漁船業者に対する国の指導などとしております。

4つ目は「ミニボート利用者の資源管理と危険行為の防止について」です。こちらも、今年度からは単独で要望することとし、当海区は平成29年から要望しております。ミニボートは手軽に始められる為に利用者が増加していますが、海の基本的なルールやミニボートの特性を認識しないまま遊漁を行う人がいるため、漁業に支障が生じており、保険に加入しているミニボートも多くはないことから、損害を生じさせた場合に補償が十分では無いという実情があります。そのため、ミニボート購入者に対する安全講習会受講の義務付けや、ミニボート所有者の組織化等の対策を検討するよう国土交通省への働きかけを行うことについて要望しています。

以上の4つについて、昨年度も要望いたしましたが、今年度も継続して要望を続けていくか、内容はどのようにすべきか、他にも新たに挙げるべき要望がございましたら、皆様から御意見を頂戴し協議いただきたいと思いますと考えております。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。それではただいまの説明について御質問や御意見をいただき、最後に4つの要望以外に御意見等ありましたらいただきたいと思います。それでは、まず事務局案の4つの要望について御質問や御意見等ありましたらお願いします。

池田会長代理 はい、VMSの件について、これはもういらぬのではないかと。

事 務 局 昨年度の議事録を確認したところ、昨年度も会長から同じような意見がありましたが、他の委員の方から「必要性が無いわけではないので、継続して要望しても良いのでは」という意見がありました。ただ、今年度から出さなくても良いということであればそうしたいと思います。

会 長 異論が無ければ、トラブルも無いので、この要望を下げてても良い頃合いではないかと。

和 憲 委 員 私も下げていいと思います。まき網船と意思疎通もしているし、はえ縄の邪魔はしないと言っているのです。

会 長 トラブルも無いですよ。

和 憲 委 員 無いです。

会 長 というわけで、みなさんもよろしいでしょうか。

一 同 異議無し。

会 長 では、VMSの要望については取り下げたいと思います。ひとつ私の意見なのですが、ミニボートに関しては要望が抽象的かと思うので、距岸何mまでなど、具体的な数字を入れて要望してはどうでしょうか。個人的な考えではミニボートの航行範囲は1,000mまでなどに入れるのが良いと思うのですが、いかがでしょうか。距岸1,000mだと離岸堤にはいけないですよ。1,000mであれば漁業者とレジャーボートの折り合いが付くのではないのかな、と。

飯 塚 委 員 ボートは沖合で危険というよりも、港付近の方が危険。よく見えない、波で転覆させる恐れがあるのではないかというのが怖くて、当初はこの問題が出てきた。沖合でも危ない、邪魔だということであれば、会長の言うようにするという手もあるかと。最近では1メートルくらいの旗を掲げていることが増えているようだが、夜間の操縦禁止や何m以上の目印になる旗をあげるなど細かい制限を付けた方が良いかもしれない。

池田会長代理 渡船禁止になるのは10月からですよ。

会 長 離岸堤への渡船禁止のことですね。ゴムボートでも離岸堤に渡る人はいましたからね。今は渡しをやる業者が増えたので危険なゴムボートで渡る人は減りましたが、業者がやらなくなるとゴムボートで渡ろうとする人が増えていきますよね。下手すればミニボートで渡る人も出てくるかもしれないですね。

齋藤機関長 月峯では、最も遠いところでミニボートは4マイルくらいまで出ていたのを見たことがあります。

会 長 4マイルということは明石礁まで行ってしまいますね。

齋藤機関長 そうなりますね。

会 長 明石礁の手前がちょうど4マイルくらいですよ。

齋藤機関長 そうですね。

栄一委員 私も操業で4マイル沖にいたら、そこに突然出てきてハッと
思った。

会 長 4マイルは遠いですよ、さすがに。

齋藤機関長 この間保安部と一緒に啓発活動したのですが、その時はミニボ
ートとカヌーが同じところにいました。

和憲委員 あれが4マイルまで出ているのですか。

齋藤機関長 その時は4マイルまではいかないですが、2マイルくらいだ
と思います。危険度から言えば同じくらいです。

会 長 シーカヤックで釣りをしている動画、結構出ていますよね。ミ
ニボートの動画もいっぱい出ていますが。

一道委員 具体的な数字を入れるのはいいのではないかと思います。
1,000mの理由を聞かれるとわかりませんが。対物や対人の事故
ももちろん心配はありますが、海況不良や天候急変で急いで戻ら
なければならないことを考えると、限度があるのではないかと思
います。私も普段は堅苔沢の八ツ島でダイビングをしています
が、さらに沖で見ることも珍しくなく、潮が速くなった時に帰れ
るのかなと感じます。個人の安全ということも掲載の中に加え、
それを根拠に距岸からどのくらいかを提案すれば良いと思いま
す。

会 長 突風が吹いても戻って来られる距離となると、目安は1,000m
くらいかなと思います。

一道委員 天候急変のことまで考えていない人が多いのではないかと思
います。

会 長 特にミニボートでもゴムボートだと水の抵抗があるせいか、風が強くなると戻れないですね。ゴムボートは難破しているのを見たことがあります。それで数字を入れる案がいいと思ったのですが、1,000mで良いのかという問題があります。あまり近場だけだとユーザーはおもしろくないだろうし、妥協点としての目安が1,000mだと思うのです。

池田会長代理 1マイルは。

会 長 1マイルは遠いですよ。マイル単位という案もあるでしょうけど。

池田会長代理 沖へ出てしまえば、これで1,000mだ500mだというのは分からない。ここは何mかと言われてもその人の感覚で全然違ってくる。

会 長 ミニボートの航行水域を制限しておかないと、みんな増殖礁にいきますよ、魚集まったら。危ないですよ。

伊原委員 将来免許制度にするとか、あるいは小型船舶の検査が必要だとか、そのような制度に移行するといった情報は無いのでしょうか。

会 長 全く無いと思います。それに対して国は非常に冷たい感じですよ。それか全く考えていないか。議論の余地がない状況まできています。だから、4番目の免許制度も言っても仕方ないのではないかという気がしています。水産庁というよりは国交省ですからね。国交省はこの件については免許制度にするつもりは全く無さそうです。だったら、航行区域を制限しないとダメなのではないかという考えなのです、個人的には。これで国を動かすのは無理じゃないですか。どうしますかね。航行区域を具体的に制限する案を出すか、このままでいくか。

池田会長代理 具体的な数字は出してもらいたい。

会 長 むしろ、具体的な数字を出した方が議論も盛り上がると思います。個人的には4番の免許制度は言っても仕方ないのかなという

気持ちはしています。すごく無力感を感じています、この点については。ミニボートが出始めの時に、すぐ廃れましたけどとんでもないミニボートが格安で売られたことがありました。材質が何かという話なのですが、フラットフィルムでもない、ゴムボートでもない、プラスチックダンボール、通称プラダンっていうものです。あまり強度が無いのですぐ姿を消しましたが。そういったものが通販で売り出されていた。個人的には、とんでもないものが売られているなあと感じていました。強度は計算されているのかもしれないですが。プラスチックダンボールというのは結構丈夫ですからね。

一 道 委 員 京都海区も航行範囲とだけ書いてあって、数字は出してないですね。

会 長 今まで私の記憶では数字を出したところはないので、一石を投げたいと思ったのです。いかがでしょうか、この点は。

和 憲 委 員 入れた方が良くと思います。

会 長 では良いでしょうか、1,000mと入れて。

飯 塚 委 員 1,000mも目視なわけだが、大丈夫だろうか。

会 長 大丈夫ですよ。今はみなスマホを持っていますから。スマホを見ればすぐ現在地もわかりますし。

飯 塚 委 員 仮に100m出ていますとなったら、調整規則での違反となるのか。

会 長 ミニボートの航行区域の制限は国の基準となります。

池田会長代理 1,000mで出してみればいいのではないか。

会 長 反応がどうなるか、意外とこぞって賛成するかもしれません。以前、私が遊漁でマグロ大型魚を1人1日1匹にしましょうって出したじゃないですか。参考人招致された釣り団体が全員大賛成でしたよ。私が意見を出したことで新しい委員会指示が出来たわけです。誰かが言わないと変わらないのです。その後、マグロ大

型魚について1人1日1匹ではなくて、1人1シーズン1匹にし
ろというところでもない意見が出てきました。日本海ですぐ漁獲枠
が積みあがってしまい、すぐに禁漁になってしまうわけです。太
平洋の方は全く楽しめない。太平洋の人たちは1シーズンに1本
しか釣れないのです。マグロの遊漁船で、10回出て1回釣れば
良い方だと。日本海は行けば必ず釣れるじゃないですか。そうな
ると日本海で漁獲枠が積みあがってしまうものだから、太平洋で
は釣れないのです。太平洋の釣り団体も必死です。日本海の、特
に山形県や新潟県あたりはいくらでも釣れるじゃないかというこ
とで、1シーズン1本にしてもらえば漁獲枠が積み重ならないか
ら、太平洋の方でも長期間商売になる。日本海でどんどん獲って
しまうので商売ができない。よって、1シーズン1本という案が
出たら、太平洋の釣り団体がいいねとなったのです。今は太平洋
と日本海で利害が対立しているのです、マグロに関しては。だか
ら、このような会議でどんどん提案していかないと、海区の会議
でも少し先に進んだことを言わないと動かないと思います。それ
では、1,000mということによろしいでしょうか。

伊原委員 一石を投じるという意味では、1,000mが良いと思う。議論を
するきっかけにしてもらうという意味でも。

会 長 分かりました。それでは、1,000m以内ということで入れたい
と思います。4つの要望については、1つ撤回、3つに関しては
1つ修正ということで提出するということがよろしいですか。

一 同 異議無し。

会 長 そのほか、新たに山形海区から出したいという案や要望はあり
ますでしょうか。

一 同 特に無し。

会 長 無いようでしたら、この日本海ブロックの要望事項を3つ出す
ということと、ミニボートの航行制限に関しては距岸1,000mと
いう具体的な数字を出して提案してみる、一石を投じるというこ
とで締めさせていただきたいと思います。

飯塚委員 ミニボートの中にはカヌーなども含まれるのか。

会 長 含まれません。エンジン付きのボートだけ。大抵はエンジンが付いていますけどね。主たるのはミニボートなので、まずはそこから入るのが良いのではないですかね。ちなみに、噂ですがカヌーなどについても制限を加えた方が良いのではないかという案も出ているようです。だいぶ問題になっているようなので。危険だということでカヌーなどにもいろいろ案が出ているようです。ミニボート以外にシーカヤックなどにも規制が始まるのではないかという情報がネット等にも流れ始めています。

6 その他

会 長 それでは、次にその他という事で、みなさまからありますでしょうか。

栄一委員 ケンサキイカの調査を始めるとだいぶ前のニュースで見たが、あれはどのような経緯でそうなったのか、全然聞いてないので聞きたい。

阿部所長 水産研究所で昨年度から始めた調査なのですがけれども、温暖化に伴い新しい魚種が漁獲されています。キジハタも、タチウオも、ケンサキイカなんかもそうです。そのような魚を遊漁者は手軽に情報を得て釣ったりしているのですが、漁業者の方はなかなか商売の対象にするまでは踏み切れないと思うところがありますので、ケンサキイカを漁業資源として利用してもらうにはどうしたら良いかを、小波渡や由良の漁業者に協力してもらって試験操業を行っています。発端には、海区委員会にケンサキイカ釣りしたいのだが7トンくらい船を出してもいいか、という問い合わせもあったことです。今は3トンくらいの船で漁獲しているようですが、山形県沿岸でケンサキイカなどが漁業の対象として成り立つのかどうか調査しています。

栄一委員 最上丸を使って調査しているのか。

阿部所長 最上丸は使っていません。

栄一委員 漁業者と協力して行っているのか。

阿部所長 はい、漁業者と協力して行っています。

栄一委員 どういうつもりで進めていくのか、地元の人たちに話をしてほしい。

阿部所長 本日の午前中もブランド協議会があり、酒田地区のイカ釣り漁業者も今月にケンサキイカを活かして持ってきて、活イカの出荷を始めたのですが、スルメイカと違ってヤリイカ・ケンサキイカ・アオリイカは活かしやすいといったことも含め、量が少なくても高い単価で商売が成り立つかどうか試験しています。

栄一委員 前は5トンぐらいの船でよく操業していると聞いた。

阿部所長 今のところはそのぐらいの小さい船ですけれども、実際イカ釣りやっている方から19トンぐらいでもやりたいという話はあるので、大きい船だとたくさん釣れてしまうのか、そういったことが有るのか無いのかも含めて今後調べていきたいと思っています。

栄一委員 わかりました。

会長 実際、九州・山口・島根・鳥取あたりではケンサキイカを小型船で獲っていますが、向こうは5トン以上の船では獲れないのではないのでしょうか。そのようなルールがあると思うのです。

阿部所長 ルールがあるかはわかりませんが、船は見ないですね。

会長 1人で行って、数十匹漁獲して出荷するという船が大部分だと思いますので、調整規則かなにか、何かしらの規制が入っている気がするので、分かれば情報もいただければありがたい。

阿部所長 委員会指示は事務局で調べてほしい。

会長 何らかのルールはありそうですね。

阿部所長 本県の委員会指示はだいぶ前にできた指示ですので、現状では適当なのかということもあって、灯りの制限は分かるのですが、船の制限はどういう根拠なのかわかりません。

池田会長代理 所長、それこそ最上丸で試験したら良いのではないかと。最上丸でやってみて、商売として成り立つかどうか分かってから、漁業者に情報提供してはどうか。

会 長 でも最上丸だって委員会指示の規制があるので、制限区域内で火光釣りするのはまずいですよ。

阿部所長 そうですね。

池田会長代理 この間も20匹獲れたようだが、活イカとして対応する手間と経費を考えるとダメなのではないかと。

会 長 他に無ければ、事務局からなにかありますか。

事務局 次回の委員会の日程ですが、10月8日火曜日の午後1時半からは皆様の御都合はいかがでしょう。

会 長 次回の日程は、10月8日火曜日午後1時半からということで、皆様予定しておいていただければと思います。3海区の総会は無くなったということで良いですかね。


事務局 確認してみますが、今のところ秋田海区からは何も連絡が無く、以前は中止の方向で検討している、延期は考えていないとのことでした。書面決議でやるかどうかも含めて確認してみます。


7 閉 会

会 長 本日は予定に無かったことも含めて議論いただきありがとうございます。これで山形海区漁業調整委員会は終了といたします。次回もみなさま参加をお願いいたします。では、おつかれさまでした。

上記のとおり第429回山形海区漁業調整委員会の審議した顛末を記し、相違ないことを証明するため記名押印する。

令和6年8月6日
山形海区漁業調整委員会

会 長 加藤 栄 

委 員 伊原 光臣 

委 員 本間 優子 